第３　　平成２５年度に適用された税率等に関する調

1　平成25年度に適用された税率等に関する調

1　平成25年度に適用された税率等に関する調

税目	課税標準	税　率	納　期	備　考
県民税	1 個人 (1) 均等割 (2) 所得割 (前年の所得)	(1) 1,000円(1,500円) (2) 一律　4 %	賦課徴収は市町村民税の賦課徴収と併せて行うため、市町村民税の納期と同じ。	平成20～29年度については、「森林環境保全税」500円を加算した( )内の額を税率とする。
	2 法人 (1) 均等割	(1) 資本金の額が1000万円以下の法人、公益法人等 20,000円 (20,600円)〔21,000円〕 資本金の額が1000万円を越え1億円以下の法人 50,000円 (51,500円)〔52,500円〕 資本金の額が1億円を越え10億円以下の法人 130,000円 (133,900円)〔136,500円〕 資本金の額が10億円を越え50億円以下の法人 540,000円 (556,200円)〔567,000円〕 資本金の額が50億円を越える法人 800,000円 (824,000円)〔840,000円〕	法人税の納期と同じ。ただし、収益事業を行わない法人等は4月30日(均等割)	平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する事業年度等については、「森林環境保全税」3%を加算した( )内の額を税率とする。 平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度等については、「森林環境保全税」5%を加算した〔 〕内の額を税率とする。
	(2) 法人税割 法人税額	(2) 5 % 資本金若しくは出資金1億円超又は法人税額1,000万円超 5.8 %		
	3 利子割 支払いを受けるべき利子等の額	5 %	毎月分を翌月10日まで	金融機関等が利子等の支払いの際、特別徴収する。
	4 配当割 支払いを受けるべき特定配当等の額	5 % (平成16年1月1日から平成25年12月31日までに支払いを受けるべき特定配当等に係る配当割の税率 3%)	毎月分を翌月10日まで (平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座内で受け入れる特定配当等については、翌年の1月10日まで)	株式会社等が特定配当等の支払いの際、特別徴収する。
	5 株式等譲渡所得割 支払いを受けるべき上場株式等の譲渡益の額	5 % (平成16年1月1日から平成25年12月31日までに支払いを受けるべき譲渡益に係る株式等譲渡所得割の税率3%)	1年分を翌年の1月10日まで	証券会社等が上場株式等の譲渡益の支払いの際、特別徴収する。
事業税	1 個人 (1) 第1種事業の所得 (2) 第2種事業の所得 (3) 第3種事業の所得 (4) 第3種事業のうち あん摩・はり・きゅう等の事業の所得	(1) 所得の5% (2) 所得の4% (3) 所得の5% (4) 所得の3%	第1期 8月1日から 8月31日まで 第2期 11月1日から 11月30日まで	課税標準となる所得から事業主控除として、年290万円を控除する。

税目	課税標準	税　　率	納　　期	備　考
事業税	2 法人 (1) 付加価値割 付加価値額 (収益配分額(報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料の合計額)と単年度損益との合計額) (2) 資本割 資本金等の額 (3) 所得割 所得又は清算所得	(1) 付加価値額の 0.48 % (2) 資本金等の額の 0.2 % (3) 資本金が1億円以下の普通法人 年400万円以下の所得 2.7% (5.0%) 年400万円を超え 年800万円以下の所得 4.0% (7.3%) 年800万円を超える所得及び清算所得 5.3% (9.6%) ただし、3以上の都道府県に事務所等を有する法人で、資本金又は出資金が1,000万円以上の法人の所得及び清算所得 5.3% (9.6%) 資本金が1億円超の普通法人 年400万円以下の所得 1.5% (3.8%) 年400万円を超え 年800万円以下の所得 2.2% (5.5%) 年800万円を超える所得及び清算所得 2.9% (7.2%) ただし、3以上の都道府県に事務所等を有する法人で、資本金又は出資金が1,000万円以上の法人の所得及び清算所得 2.9% (7.2%) 特別法人 年400万円以下の所得 2.7% (5.0%) 年400万円を超える所得及び清算所得 3.6% (6.6%) ただし、3以上の都道府県に事務所等を有する法人で、資本金又は出資金が1,000万円以上の法人の所得及び清算所得 3.6% (6.6%)	確定申告納付 事業年度終了の日から2月以内 中間申告納付 事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内 清算法人 平成22年9月30日以前の解散清算中に事業年度が終了した場合 事業年度終了の日から2月以内 残余財産の一部を分配した場合 分配の日の前日まで 残余財産が確定した場合 残余財産確定の日から1月以内 (残余財産の最後の分配が行われる場合は、その行われる日の前日まで) 平成22年10月1日以後の解散清算中に事業年度が終了した場合 事業年度終了の日から2月以内 残余財産が確定した場合 事業年度終了の日から1月以内 (残余財産の最後の分配が行われる場合は、その行われる日の前日まで)	※(1)、(2)は資本金1億円超の普通法人に適用 平成20年9月30日以前に開始する事業年度については、( )内の税率とする。 平成20年10月1日以後に開始する事業年度については、法人事業税と併せて地方法人特別税(国税)を申告し、納める必要がある。 〈税率〉 資本金1億円以下の普通法人 特別法人、公益法人等 法人事業税所得割額の 81% 資本金1億円超の普通法人 法人事業税所得割額の148% 電気・ガス供給業、保険業 法人事業税収入割額の 81% 平成22年10月1日以後に解散した法人については、清算所得ではなく通常の所得に対して課税される。
	(4) 収入割 収入金額	(4) 収入金額の 0.7% (1.3%)		※(4)は電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人に適用

税目	課税標準	税　　率	納　　期	備　考
地方消費税	国に納める消費税額	消費税(国税)額の 25 %	消費税の納期と同じ	消費税と合わせて国に申告し納める。
不動産取得税	取得した土地又は家屋の価格	4 % 【特例措置】 ①住宅 平成27年3月31日までに取得した場合 3 % ②住宅以外の家屋 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に取得した場合 3 % 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得した場合 3.5 % ③土地 平成15年4月1日から平成27年3月31日までの間に取得した場合 3 %	納税通知書に定める日	ア　一定の要件を満たす住宅を建築した場合は1戸につき1,200万円を価格から控除する。 イ　免税点 土地　10万円 家屋(建築)　23万円 家屋(その他)　12万円
県たばこ税	売渡し等に係る製造たばこの本数	旧3級品以外 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間の売渡分 1,000本につき1,504円 平成25年4月1日以降の売渡分 1,000本につき860円 旧3級品 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間の売渡分 1,000本につき716円 平成25年4月1日以降の売渡分 1,000本につき411円	毎月分を翌月末日まで	旧3級品銘柄 わかば エコー しんせい ゴールデンバット等
ゴルフ場利用税	(課税方式) 定額課税	1人1日につき 300円～1,200円	毎月分を翌月15日まで	

税目	課税標準	税　　率	納　期	備　考
自動車税	1 乗用車 (1) 営業用 総排気量が 1リットル以下 〃 1リットルを超え 1．5リットル以下 〃 1．5リットルを超え 2リットル以下 〃 2リットルを超え 2．5リットル以下 〃 2．5リットルを超え 3リットル以下 〃 3リットルを超え 3．5リットル以下 〃 3．5リットルを超え 4リットル以下 〃 4リットルを超え 4．5リットル以下 〃 4．5リットルを超え 6リットル以下 〃 6リットルを超えるもの (2) 自家用 総排気量が 1リットル以下 〃 1リットルを超え 1．5リットル以下 〃 1．5リットルを超え 2リットル以下 〃 2リットルを超え 2．5リットル以下 〃 2．5リットルを超え 3リットル以下 〃 3リットルを超え 3．5リットル以下 〃 3．5リットルを超え 4リットル以下 〃 4リットルを超え 4．5リットル以下 〃 4．5リットルを超え 6リットル以下 〃 6リットルを超えるもの	1 (1) 年額(円) 通常重課 / 最大軽課 / 最小軽課 7,500 / 8,200 / 4,000 / 6,000 8,500 / 9,300 / 4,500 / 6,500 9,500 / 10,400 / 5,000 / 7,500 13,800 / 15,100 / 7,000 / 10,500 15,700 / 17,200 / 8,000 / 12,000 17,900 / 19,600 / 9,000 / 13,500 20,500 / 22,500 / 10,500 / 15,500 23,600 / 25,900 / 12,000 / 18,000 27,200 / 29,900 / 14,000 / 20,500 40,700 / 44,700 / 20,500 / 31,000 (2) 年額(円) 通常重課 / 最大軽課 / 最小軽課 29,500 / 32,400 / 15,000 / 22,500 34,500 / 37,900 / 17,500 / 26,000 39,500 / 43,400 / 20,000 / 30,000 45,000 / 49,500 / 22,500 / 34,000 51,000 / 56,100 / 25,500 / 38,500 58,000 / 63,800 / 29,000 / 43,500 66,500 / 73,100 / 33,500 / 50,000 76,500 / 84,100 / 38,500 / 57,500 88,000 / 96,800 / 44,000 / 66,000 111,000 / 122,100 / 55,500 / 83,500	5月1日 ～31日	賦課期日(4月1日)の翌日から翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、登録等の申請の際、証紙徴収の方法により徴収する。 ※ロータリーエンジンを備えたものにあっては、単室容積にローター数を乗じ、さらに1．5を乗じて得た数値(総容積)を総排気量とする。 ※ディーゼルトラック、ディーゼルバスの一定の要件を満たす買換には軽減措置がある。 電気自動車等 営業用 通　常 7,500円 最大軽課 4,000円 自家用 通　常 29,500円 最大軽課 15,000円

税目	課税標準	税　　率	納　期	備　考
自動車税	2 トラック (1) 営業用 ア 最大積載量が 1トン以下 〃 1トンを超え 2トン以下 〃 2トンを超え 3トン以下 〃 3トンを超え 4トン以下 〃 4トンを超え 5トン以下 〃 5トンを超え 6トン以下 〃 6トンを超え 7トン以下 〃 7トンを超え 8トン以下 〃 8トンを超えるもの	2 (1) 年額(円) ア　通常　重課　最大軽課　最小軽課 6,500　7,100　3,500　5,000 9,000　9,900　4,500　7,000 12,000　13,200　6,000　9,000 15,000　16,500　7,500　11,500 18,500　20,300　9,500　14,000 22,000　24,200　11,000　16,500 25,500　28,000　13,000　19,500 29,500　32,400　15,000　22,500 通常:29,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額 重課:32,400円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額 最大軽課 :15,000円に最大積載量が 8トンを超える部分1トンまでごとに2,400円を加算した額 中間軽課 :22,500円に最大積載量が 8トンを超える部分1トンまでごとに3,500円を加算した額	5月1日 ～31日	総容積が1ﾘｯﾄﾙを超えるロータリーエンジンを備え乗車定員が4人以上のもの 通　常　12,800円 重　課　14,000円 最大軽課　6,500円 最小軽課　10,000円 小型自動車に属するけん引車 通　常　7,500円 重　課　8,200円 最大軽課　4,000円 最小軽課　6,000円 普通自動車に属するけん引車 通　常　15,100円 重　課　16,600円 最大軽課　8,000円 最小軽課　11,500円
	イ 総排気量が 1ﾘｯﾄﾙ以下 〃 1ﾘｯﾄﾙを超え 1．5ﾘｯﾄﾙ以下 〃 1．5ﾘｯﾄﾙを超えるもの	イ 上記自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、当該額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加算した額とする 通常　重課　最大軽課　最小軽課 3,700　4,100　1,800　2,800 4,700　5,200　2,300　3,500 6,300　6,900　3,200　5,000		小型自動車に属する被けん引車 年額 3,900円 普通自動車に属する被けん引車 最大積載量が8トン以下のもの 年額 7,500円 最大積載量が8トンを超えるもの 年額7,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに3,800円を加算した額 電気自動車等 営業用 通　常　10,200円 最大軽課　5,500円

税目	課税標準	税　　率	納　　期	備　考
自動車税	(2) 自家用 ア 最大積載量が 1トン以下 〃 1トンを超え 2トン以下 〃 2トンを超え 3トン以下 〃 3トンを超え 4トン以下 〃 4トンを超え 5トン以下 〃 5トンを超え 6トン以下 〃 6トンを超え 7トン以下 〃 7トンを超え 8トン以下 〃 8トンを超えるもの	(2) 年額(円) ア　通常　重課　最大軽課　最小軽課 8,000　8,800　4,000　6,000 11,500　12,600　6,000　9,000 16,000　17,600　8,000　12,000 20,500　22,500　10,500　15,500 25,500　28,000　13,000　19,500 30,000　33,000　15,000　22,500 35,000　38,500　17,500　26,500 40,500　44,500　20,500　30,500 通常:40,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額 重課:44,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,900円を加算した額 最大軽課 :20,500円に最大積載量が 8トンを超える部分1トンまでごとに3,200円を加算した額 最小軽課 :30,500円に最大積載量が 8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額	5月1日 ～31日	総容積が1ﾘｯﾄﾙ以下のロータリーエンジンを備えたもの 通　常　14,300円 重　課　15,700円 最大軽課　7,500円 最小軽課　11,000円 総容積が1ﾘｯﾄﾙを越えるロータリーエンジンを備えたもの 通　常　16,000円 重　課　17,600円 最大軽課　8,000円 最小軽課　12,000円 小型自動車に属するけん引車 通　常　10,200円 重　課　11,200円 最大軽課　5,500円 最小軽課　8,000円 普通自動車に属するけん引車 通　常　20,600円 重　課　22,600円 最大軽課　10,500円 最小軽課　15,500円
	イ	イ　上記自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、当該額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加算した額とする		
	総排気量が 1ﾘｯﾄﾙ以下 〃 1ﾘｯﾄﾙを超え 1．5ﾘｯﾄﾙ以下 〃 1．5ﾘｯﾄﾙを超えるもの	通常　重課　最大軽課　最小軽課 5,200　5,700　2,600　4,000 6,300　6,900　3,200　5,000 8,000　8,800　4,000　6,000		小型自動車に属する被けん引車 年額5,300円 普通自動車に属する被けん引車 最大積載量が8トン以下のもの 年額10,200円 最大積載量が8トンを超えるもの 年額10,200円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに5,100円を加算した額 電気自動車等 自家用 通　常　13,200円 最大軽課　7,000円

税目	課税標準	税　　率	納　　期	備　考
自動車税	3 バス (1) 営業用 ア　一般乗合用のもの 乗車定員が 30人以下 〃　30人を超え 40人以下 〃　40人超え 50人以下 〃　50人を超え 60人以下 〃　60人を超え 70人以下 〃　70人を超え 80人以下 〃　80人を超える もの イ　一般乗合用のもの 以外 乗車定員が 30人以下 〃　30人を超え 40人以下 〃　40人超え 50人以下 〃　50人を超え 60人以下 〃　60人を超え 70人以下 〃　70人を超え 80人以下 〃　80人を超える もの (2) 自家用 ア　(2)のイに掲げるもの 以外 乗車定員が 30人以下 〃　30人を超え 40人以下 〃　40人超え 50人以下 〃　50人を超え 60人以下 〃　60人を超え 70人以下 〃　70人を超え 80人以下 〃　80人を超える もの イ　学校教育法第1条に規定する学校(国又は地方公共団体が設置するものを除く。)が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に用いるもの	3 (1)　年額(円) ア　通　常　重　課　最大軽課　最小軽課 12,000　－　6,000　9,000 14,500　－　7,500　11,000 17,500　－　9,000　13,500 20,000　－　10,000　15,000 22,500　－　11,500　17,000 25,500　－　13,000　19,500 29,000　－　14,500　22,000 イ　年額(円) 通　常　重　課　最大軽課　最小軽課 26,500　29,100　13,500　20,000 32,000　35,200　16,000　24,000 38,000　41,800　19,000　28,500 44,000　48,400　22,000　33,000 50,500　55,500　25,500　38,000 57,000　62,700　28,500　43,000 64,000　70,400　32,000　48,000 (2) ア　年額(円) 通　常　重　課　最大軽課　最小軽課 33,000　36,300　16,500　25,000 41,000　45,100　20,500　31,000 49,000　53,900　24,500　37,000 57,000　62,700　28,500　43,000 65,500　72,000　33,000　49,500 74,000　81,400　37,000　55,500 83,000　91,300　41,500　62,500 イ (1)のアに掲げる額	5月1日 ～31日	

税目	課税標準	税　　率	納　　期	備　考
自動車税	**4 特種用途自動車** (1) 営業用 ア 霊きゅう車 乗車定員が 3人以下 〃 4人以上 イ その他 最大積載量の定めのないもの又は最大積載量が1トン以下のもの 車両重量が 2トン以下 〃 2トンを超え4トン以下 〃 4トンを超え6トン以下 〃 6トンを超え8トン以下 〃 8トンを超え10トン以下 〃 10トンを超え12トン以下 〃 12トンを超え14トン以下 〃 14トンを超え16トン以下 〃 16トンを超えるもの 最大積載量が1トンを超えるもの 三輪の小型自動車に属するもの (2) 自家用 ア 教習車 乗用車に類するもの トラックに類するもの バスに類するもの イ ｷｬﾝﾋﾟﾝｸﾞ･ﾄﾚｰﾗｰ 普通自動車に属するもの 四輪以上の小型自動車に属するもの	4 (1) 年額(円) ア 通常 重課 最大軽課 最小軽課 6,500 7,100 3,500 5,000 12,000 13,200 6,000 9,000 イ 年額(円) 通常 重課 最大軽課 最小軽課 6,500 7,100 3,500 5,000 9,000 9,900 4,500 7,000 12,000 13,200 6,000 9,000 15,000 16,500 7,500 11,500 18,500 20,300 9,500 14,000 22,000 24,200 11,000 16,500 25,500 28,000 13,000 19,500 29,500 32,400 15,000 22,500 通常 :29,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに4,700円を加算した額(その額が48,300円を超えるときは48,300円) 重課 :32,400円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに5,100円を加算した額(その額が52,800円を超えるときは52,800円) 最大軽課:15,000円に車両重量が16トンを超える部分 2トンまでごとに2,400円を加算した額(その額が24,600円を超えるときは24,600円) 最小軽課:22,500円に車両重量が16トンを超える部分 2トンまでごとに3,500円を加算した額(その額が36,500円を超えるときは36,500円) 2の(1)に掲げる額 年額(円) 通常 重課 最大軽課 最小軽課 4,500 4,900 2,500 3,500 (2) ア 1の(2)に掲げる額 2の(2)に掲げる額 3の(2)のアに掲げる額 イ 年額(円) 通常 重課 最大軽課 最小軽課 10,200 − − − 5,300 − − −	5月1日 ～31日	

税目	課税標準	税　　率	納　　期	備　考
自動車税	ウ　キャンピング車 総排気量が 1リットル以下 〃　1リットルを超え 1．5リットル以下 〃　1．5リットルを超え 2リットル以下 〃　2リットルを超え 2．5リットル以下 〃　2．5リットルを超え 3リットル以下 〃　3リットルを超え 3．5リットル以下 〃　3．5リットルを超え 4リットル以下 〃　4リットルを超え 4．5リットル以下 〃　4．5リットルを超え 6リットル以下 〃　6リットルを超えるもの エ　その他 最大積載量の定めのないもの又は最大積載量が1トン以下のもの 車両重量が 2トン以下 〃　2トンを超え 4トン以下 〃　4トンを超え 6トン以下 〃　6トンを超え 8トン以下 〃　8トンを超え 10トン以下 〃　10トンを超え 12トン以下 〃　12トンを超え 14トン以下 〃　14トンを超え 16トン以下 〃　16トンを超えるもの 最大積載量が1トンを超えるもの 三輪の小型自動車に属するもの	ウ　年額(円) 通常　重課　最大軽課　最小軽課 23,600　25,900　12,000　18,000 27,600　30,300　14,000　21,000 31,600　34,700　16,000　24,000 36,000　39,600　18,000　27,000 40,800　44,800　20,500　31,000 46,400　51,000　23,500　35,000 53,200　58,500　27,000　40,000 61,200　67,300　31,000　46,000 70,400　77,400　35,500　53,000 88,800　97,600　44,500　67,000 エ　年額(円) 通常　重課　最大軽課　最小軽課 8,000　8,800　4,000　6,000 11,500　12,600　6,000　9,000 16,000　17,600　8,000　12,000 20,500　22,500　10,500　15,500 25,500　28,000　13,000　19,500 30,000　33,000　15,000　22,500 35,000　38,500　17,500　26,500 40,500　44,500　20,500　30,500 通常：40,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに6,300円を加算した額(その額が65,700円を超えるときは65,700円) 重課：44,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに6,900円を加算した額(その額が72,100円を超えるときは72,100円) 最大軽課：20,500円に車両重量が16トンを超える部分 2トンまでごとに3,200円を加算した額(その額が33,300円を超えるときは33,300円) 最小軽課：30,500円に車両重量が16トンを超える部分 2トンまでごとに4,700円を加算した額(その額が49,300円を超えるときは49,300円) 2の(2)に掲げる額 年額(円) 通常　重課　最大軽課　最小軽課 6,000　6,600　3,000　4,500		

税目	課税標準	税　　率	納　　期	備　考
自動車税	**5 三輪の小型自動車** (1) 営業用 小型自動車に属するもの 三輪の小型自動車に属するけん引車 三輪の小型自動車に属する被けん引車 (2) 自家用 小型自動車に属するもの 三輪の小型自動車に属するけん引車 三輪の小型自動車に属する被けん引車	5 (1) 年額(円) 通常重課 / 最大軽課 / 最小軽課 4,500 / 4,900 / 2,500 / 3,500 3,900 / 4,200 / 2,000 / 3,000 3,900 / － / － / － (2) 年額(円) 通常重課 / 最大軽課 / 最小軽課 6,000 / 6,600 / 3,000 / 4,500 5,300 / 5,800 / 3,000 / 4,000 5,300 / － / － / － ※重課及び軽課については、グリーン化税制が適用された場合の税率である。	5月1日 ～31日	

税目	課税標準	税　　率	納　　期	備　考
自動車取得税	自動車の取得価格 ※バス事業者やタクシー事業者が導入するバリアフリー車両 （取得価格－1,000万円（又は650万円・200万円100万円）） ※　先進安全自動車 （取得価格－350万円） ※　中古車の場合 ・第一種環境自動車 （取得価格－45万円） ・第二種環境自動車 （取得価格－30万円） ・第三種環境自動車 （取得価格－15万円）	自家用の自動車　…5% 営業用の自動車 軽自動車　…3% ※新車の場合（いわゆるエコカー減税） ・排出ガス性能の良い最新の燃費基準に適合する自動車 ・・　非課税（又は75%軽減又は50%軽減）	1　新規登録又は使用の届出をすべき自動車の取得にあっては、その登録又は届出のとき 2　移転登録をすべき自動車の取得にあっては、その登録をすべき事由があった日から15日以内（その日前に移転登録を受けたときはその登録のとき） 3　その他の自動車の取得にあっては、その取得の日から15日以内	自動車の取得価格が50万円以下の場合は課税されない。 免税点の暫定措置 昭和49年4月1日～平成30年3月31日 自家用の自動車の取得に係る税率の特例（当分の間） いわゆるエコカー減税（時限的軽減措置） 平成24年4月1日～平成27年3月31日
軽油引取税	特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものの数量	1キロリットルにつき 32,100　円	毎月分を翌月末日まで	税率の特例（当分の間）
鉱区税	鉱区の面積、砂鉱区の延長又は面積	1　砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額　200 円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額　400 円 2　砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床 延長1,000メートルごとに 年額　600 円 河床でないもの 面積100アールごとに 年額　200 円	5月20日～31日	石油又は可燃性天然ガスを目的とするものは左記の2／3の税率

税目	課税標準	税　　率	納　　期	備　考
狩猟税		1　第一種銃猟免許を受ける者で、2以外の者 16,500 円 2　第一種銃猟免許を受ける者で、県民税の所得割を納めなくてもよい者のうち控除対象配偶者又は扶養親族（農業等に従事している者を除く。）以外の者 11,000 円 3　網猟又はわな猟免許を受ける者で、4以外の者 8,200 円 4　網猟又はわな猟免許を受ける者で、県民税の所得割を納めなくてもよい者のうち控除対象配偶者又は扶養親族（農業等に従事している者を除く。）以外の者 5,500 円 5　第二種銃猟免許を受ける者 5,500 円 6　対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録を受ける者 1から5までのいずれかの税額の2分の1の額 7　6の登録を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合で、同一狩猟期間内に引き続き同一の狩猟免許に係る狩猟者の登録を受けるとき。 1から5までのいずれかの税額の2分の1の額	狩猟者の登録を受けるとき	
産業廃棄物処分場税		最終処分場に搬入する産業廃棄物1トンにつき 1,000 円	4月末・7月末・10月末・1月末	
県が課する固定資産税	大規模償却資産の価格のうち、その大規模償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	1.4 %	第1期 4月20日～30日 第2期 7月20日～31日 第3期 12月16日～25日 第4期 2月20日～末日	

延滞金・加算金

1 延滞金

・納期限の翌日から1月を経過する日までの期間　納める税額の7.3%

・納期限の翌日から1月を経過した日から納付日までの期間　14.6%

【平成12年1月1日から平成25年12月31日までの特例基準割合】

上記の期間が、延滞金の計算期間となる場合は、年7.3%部分に限り、各年毎に次の計算式で算出した率が7.3%に満たない場合には、その年中適用する。

［計算式］

前年11月30日現在の商業手形の基準割引率（従来の「公定歩合」）＋4．0%（小数点以下1位未満切り捨て）

【平成26年1月1日以降の特例基準割合】

年7.3%の部分に加え、年14.6%の部分にも特例が創設された。次の計算式で算出した率が7.3%または14.6%に満たない場合には、その年中適用する。

［計算式］

・7.3%部分

国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の前々年10月～前年9月における平均による割合＋1%

・14.6%部分

国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の前々年10月～前年9月における平均による割合＋1%＋7.3%

特例基準割合及び適用期間

適　用　期　間	7.3%部分に対応する特例基準割合	14.6%部分に対応する特例基準割合
平成12年1月1日～平成13年12月31日	4.5%	—
平成14年1月1日～平成18年12月31日	4.1%	—
平成19年1月1日～平成19年12月31日	4.4%	—
平成20年1月1日～平成20年12月31日	4.7%	—
平成21年1月1日～平成21年12月31日	4.5%	—
平成22年1月1日～平成25年12月31日	4.3%	—
平成26年1月1日～平成26年12月31日	1.9%	9.2%

2 過少申告加算金

・期限内に申告しているが、申告額が実際の額より少額であるために後日増額の修正申告をした場合、または増額の更正を受けた場合　増差税額の10%

・なお、増差税額が期限内申告額（申告額が50万円に満たないときは、50万円）を超える場合　申告額（または50万円）を超える額の15%

3 不申告加算金

・期限内に申告しなかったため、決定を受けたとき　納める税額の15%

・期限後に申告して更正を受けたとき　15%

・県の調査による決定を予知しないで、期限後に申告したとき　5%

4 重加算金

・期限内に申告している場合　増差税額の35%

・期限後に申告したり、申告しなかった場合　40%